

御所 I C 工業団地立地企業選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第三十二号

御所 I C 工業団地立地企業選定委員会規則の一部を改正する規則

御所 I C 工業団地立地企業選定委員会規則（令和五年三月奈良県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「五人」を「六人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。